

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会
ステップファミリー
親の離婚・再婚と子どもをめぐる制度状況と社会的課題
2022年3月2日

野沢 慎司
明治学院大学 社会学部

1

1

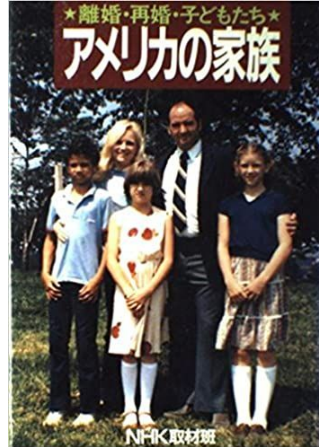
報告のポイント

- ▶ 「親の再婚を経験した子どものいる家族」、ステップファミリーは他の家族とどう違うのか。その独自性。
- ▶ 「ふつうの家族」と同じと見る「常識」のリスクへの着眼。
- ▶ 親、継親、子どもの間に生じやすいギャップに目を向け、ギャップを埋めるための支援方法や制度改革を探る。
- ▶ 親の離婚・再婚を経験する子ども中心の視点が基底にある。
- ▶ 近年、「ひとり親家族」パラダイム(野沢 2021b; 2022a)が社会／学界に浸透・定着したことへ批判的な検討を含む。

2

2

離婚・再婚が激増したアメリカ社会への 40年前の視線は存続している？ 日本自身を映す鏡になっていない？



NHK取材班『アメリカの家族－離婚・再婚・子どもたち』
日本放送出版協会1983

はじめに

「君の子とぼくの子がいつしよになつて、ぼくたちの子をいじめてゐる」。アメリカではいま、夫婦のあいだでこんな会話が交されることが珍しくないという。きつねにつままれたように思われるむきがあるかもしれないが、これは聞き手がいでもなければ、誤植でもない。

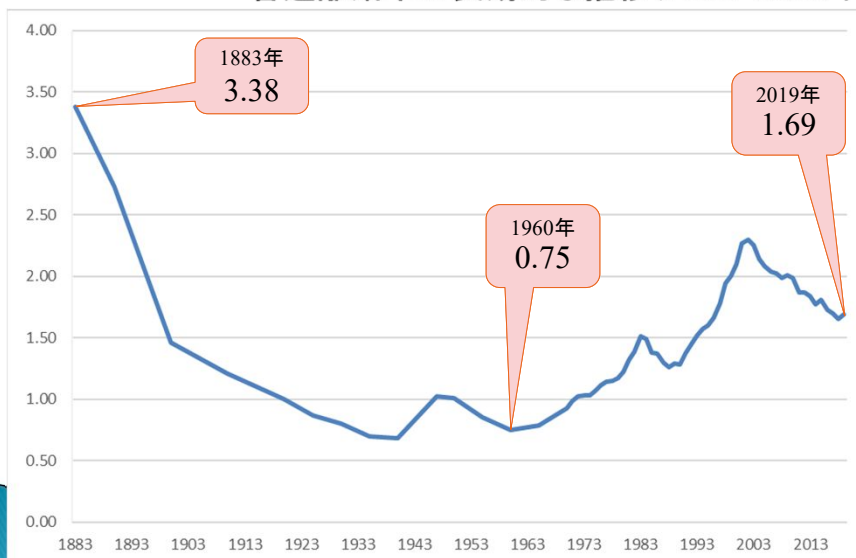
解説するとこうだ。この夫婦は双方が子連れのリターンで、新たにふたりのあいだに生れた子どももいる。そこで夫のほうの連れ子と妻のほうの連れ子がいつしよになつて、ふたりのあいだに生れた子をいじめてゐるというのである。

こんな情景がつくりこいでなく、現実には、アメリカ全土のいたるところで日常茶飯に繰り広げられてゐるとすれば、これこそ、今後の家族のありようを予見するうえでの恰好の材料ではないだろうか。

わたしたちが、家族を考えたとき、テレビ番組の取材地にアメリカを運んだ何よりの理由は、ここにあって、数字を少し拾つてみれば、冒頭の夫婦の会話がけつしてつくり話でないことがわかつていたのだらう。

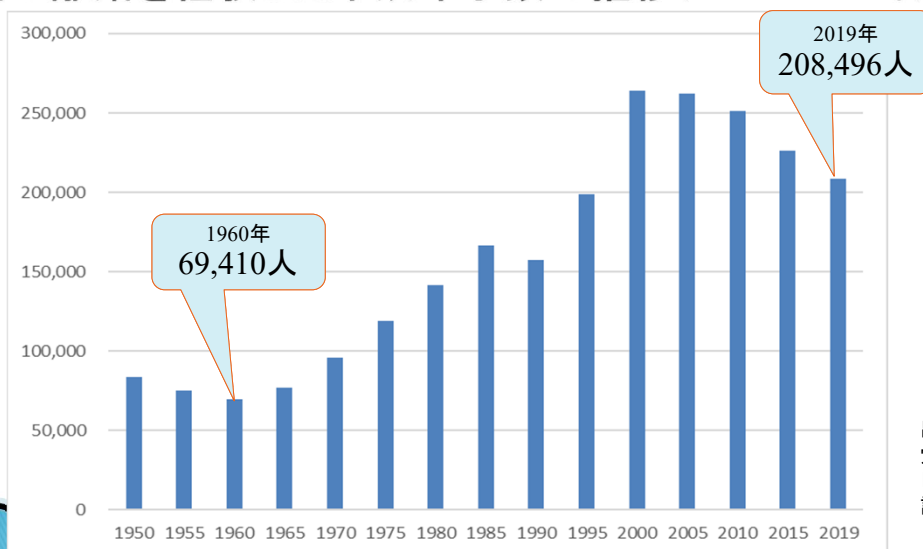
前近代に離婚率が高かった点で欧米諸国と異なる

普通離婚率の長期的な推移(1883-2019年)



データ：1899年以前は『帝国統計年鑑』。1900年以降は『人口動態統計』。人口1,000人あたりの離婚件数。

子どもたちが親の離婚を経験するリスクの高まり？ 親の離婚を経験した未成年子数の推移(1950-2019年)

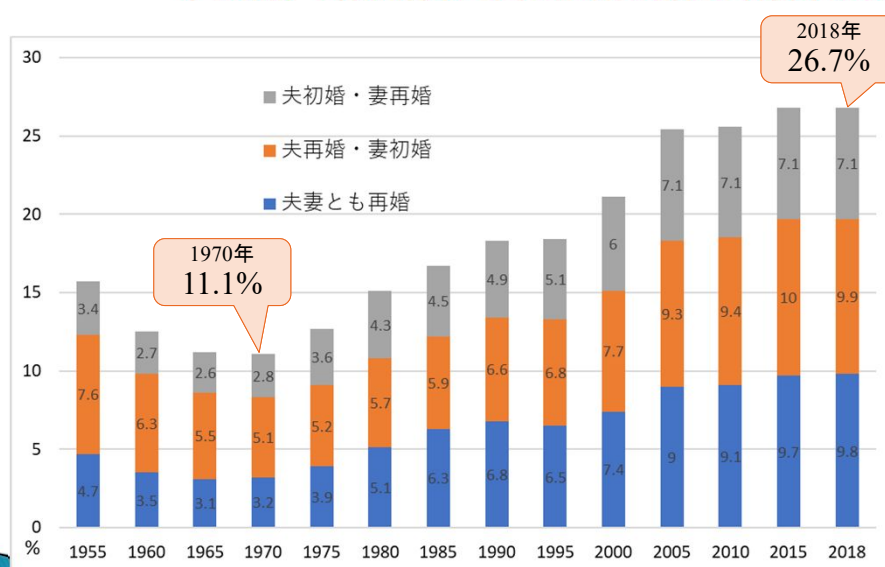


出所：厚生労働省『人口動態統計』

5

5

年次別・婚姻数に占める再婚の割合(%)



厚生労働省・人口動態統計

6

6

親になろうとしたことを謝罪した継父

目黒区の結愛ちゃん事件(野沢・菊地 2021: 1章)

- ▶ 2018年3月に東京都目黒区で継父による虐待で継子が死亡した事件の裁判(2019年10月)が注目される⇒継父が「親になろうとしてごめんなさい」と泣きながら謝罪したとの報道。
- ▶ 新聞では、「継父」は単に「父親」(朝日新聞, 毎日新聞, 日本経済新聞)あるいは「養父」(読売新聞)と表記
⇒「継父／継母」という語は禁句?なぜ?
- ▶ 目黒区の事件の事後検証報告書(東京都、香川県、厚労省)では、「内夫(養父)、実母、本児での同居開始」以降の経過説明はあるが、それ以前の家族史は欠落。

7

7

『結愛へ 目黒区虐待死事件母の獄中日記』

(小学館 2020年)



- ▶ 「ステップファミリー」、「継父」などの言葉は登場しない。「私は今度こそ、お父さん、お母さん、娘という憧れの家族になれるはずと信じるようになった。」(36頁)
- ▶ 「彼は結愛の教育にとっても熱心だった。(中略)4月、彼と再婚し、結愛も彼の養子にした。その先に幸せが待っているはずだった。」(40頁)
- ▶ 結婚後の苦しい時期に有効な支援がなかった。「香川の児相には『一般的には』『普通の家庭は』と他と比べられて、何かマニュアル通りに進められている気がしました。(中略)解決策をくれずにとっても困りました。」(174頁)

8

8

報道からみえてくる家族の構造—「父」の入れ替え

- ▶ 2019年9月に、学校から帰宅した男児(9歳)を、自宅にいた継父が首を絞めて殺害し、メーターボックス内に遺棄したとして、翌年10月の裁判で継父の有罪判決が確定。
- ▶ 帽子をなくして「死にたい」と継子が口にしたのを強くたしなめると、「本当のお父さんじゃないくせに」と言われた、と継父は証言。(妻とその子)「二人のために頑張っているのになぜそんなことを言われるのかと思った」。継子が「言うことを聞いてくれず、(今年の)夏頃から限界を感じていた」。
- ▶ 継父(30代前半で初婚)が妻(40代)とその子(継子)と同居始めてから約9ヶ月後、結婚の約半年後に起きた事件。継父が子どもの「親」役割を期待され、子どもの「しつけ」役を担おうとしていた。無職だった継父は、家事を引き受け、継子の宿題をみたり、一緒に風呂に入ったりしていた。継母的な役割。
- ▶ 母親の再婚を機に別居父(きょうだい)と男児との面会交流を中止。

9

9

「本当の父親じゃない」継父と継子間葛藤への無理解

さいたま市継子殺害事件(野沢 2022a)

さいたま地裁判決 小4の義理の息子殺害で養父に懲役16年(東京新聞2020年10月9日)


- ▶ 裁判長は判決理由で「被告が苦慮していたという帽子をなくすなどの男児の問題行動は、さほど深刻なものとはいえない。養父として若い男児を養育すべき立場にあった」と指摘。
- ▶ 裁判長は、具体的な動機は判然としないとした上で「強固な殺意に基づく犯行。殺害の意思決定はあまりに短絡的で酌量の余地はない」と述べた。
- ▶ 弁護側は「『本当の父親じゃないのに』と言われ、衝動的に事件を起こした」などとして、懲役8年が相当と主張していた。

10

10

「ステップファミリー」の定義と名称を使う意味(野沢2021a)

- 成人カップルの少なくともどちらかが以前の(パートナー)関係で生まれた子どもを持っている家族(Ganong & Coleman 2017: 2)。
- 親の新しいパートナーとの関係をもつ子どものいる家族(野沢代案)。いずれにしても「継親子関係」を含む家族を指す。
- 「子連れ再婚家庭」という表現は同居親中心的。「ブレンデッド・ファミリー」「再構成家族」などの用語にも偏向が含まれる。
- 多様性がある。非法律婚を含む。未婚カップルの場合もある。

 ステップファミリーに相当する名称がない(継親/継父・継母、継子などの用語の使用が避けられる)ことで、その独自性に光が当てられず、「ふつうの家族」(核家族)と同一視されてしまう。

11

11

日本独特の離婚・再婚と子どもに関する制度

- ▶ **離婚後の単独親権強制**: 離婚後は子どもが必ず親権者を半分失う
「離婚→ひとり親家族→子連れ再婚→ふたり親家族」という固定観念の基盤。二人の親権者を持つ子どもから一人を剥奪しない限りは離婚が成立しない制度
(* 日本以外ではインドとトルコだけ)
- ▶ **協議離婚制度**: 圧倒的多数が届け出だけで簡単に離婚
面会交流と養育費の支払いについて子どもの利益を最優先して父母が立ち止まり協議する機会がない。
(* サウジアラビア、タイ、中国など少数→例: 韓国の改革)
- ▶ **容易な継子の養子縁組制度**: 届け出だけ、非親権親の承諾も不要
継親は「新しい父/母」になり、夫妻チームで子育て→「ふつうの家族」の再建という構造的畷へ(戦前から続く、戸籍制度などの影響? [野沢 2022b])
* 法務省/外務省による、G20を含む海外24か国の調査報告書『父母の離婚後の子の養育に関する海外法制について』(2020年)。

12

12

日本では、離婚後に子どもの親はどうなるのか？

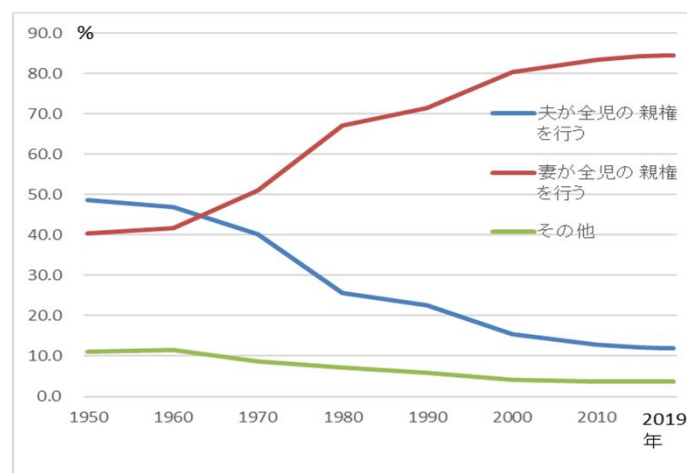
- ▶ 父親の8割強と母親の1割強は子どもの親権者ではない
- ▶ 親の離婚後、親権のない親と子どもの関係が失われる傾向が強い(曖昧な喪失)→子どもの親族ネットワーク(資源)の約半分を失う
- 母が一人で子どもの養育義務を負うのが当たり前/母親であっても親権を失えば親ではなくなる(野沢2020b)
- ▶ 親の再婚後、再度別居の親子関係が喪失する危機に直面しやすい(野沢2020a)
- ▶ ふたり親家族→離婚→ひとり親家族(家庭)≡母子家庭→再婚→ふたり親家族

➡ このような制度状況を当然の前提とみる、学界内や支援行政内に支配的な認識枠組を「ひとり親家族パラダイム」と呼びたい。

13

13

離婚後父母のどちらが親権者となるか(1950-2019年) 日本では離婚後に単独親権が強制される



出典:厚生労働省「人口動態統計」

14

14

代替モデル／スクラップ&ビルド型

今も支配的な従来型の家族観(大人の視点)

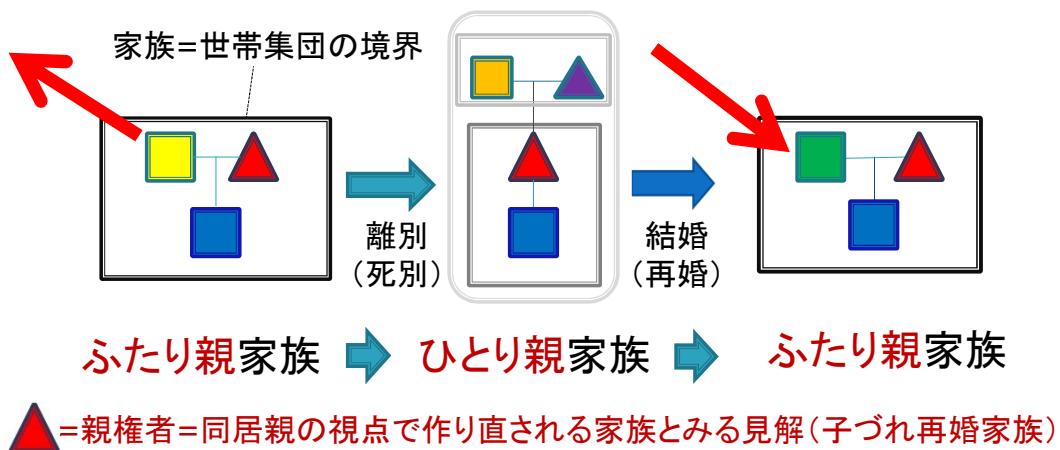
- 離別(死別)によって親の一方が不在となることでそれまでの(核)家族が消滅し、「ひとり親家庭／家族」が作られる。
- 「再婚」という出来事によって再構成された「世帯集団」としての(核)家族が再スタート。
- 再構成・再スタートの主体は「親権(同居)親」
- 新たなパートナー(継親)＝新しいお父さん／お母さん
- 過去の家族の記憶を否定・抑圧、家族関係の切断。
- 日本に限らず「核家族イデオロギー」の問題が指摘されている(Ganong & Coleman 2017)。

15

15

代替モデル／スクラップ&ビルド型(日本的修正版)

「ひとり親家族」パラダイム(野沢 2021)



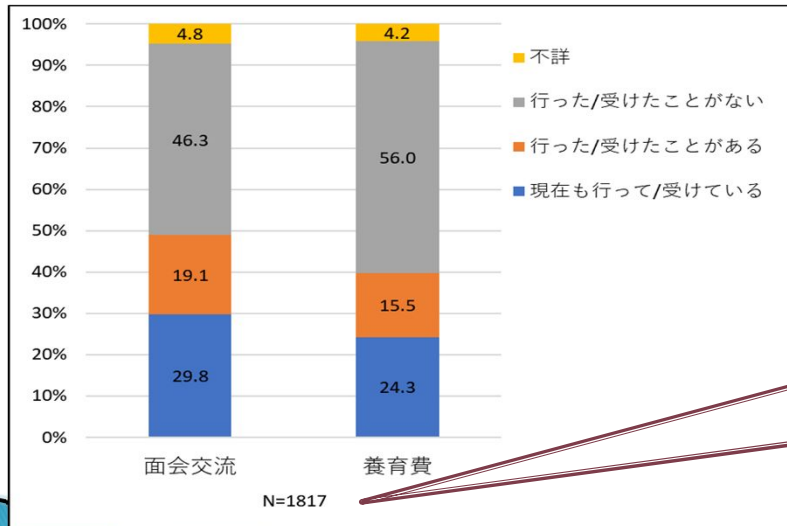
野沢・菊地(2021)、野沢(2016)、菊地(2009)

16

16

母子世帯の面会交流と養育費支払いの実施状況(2016年)

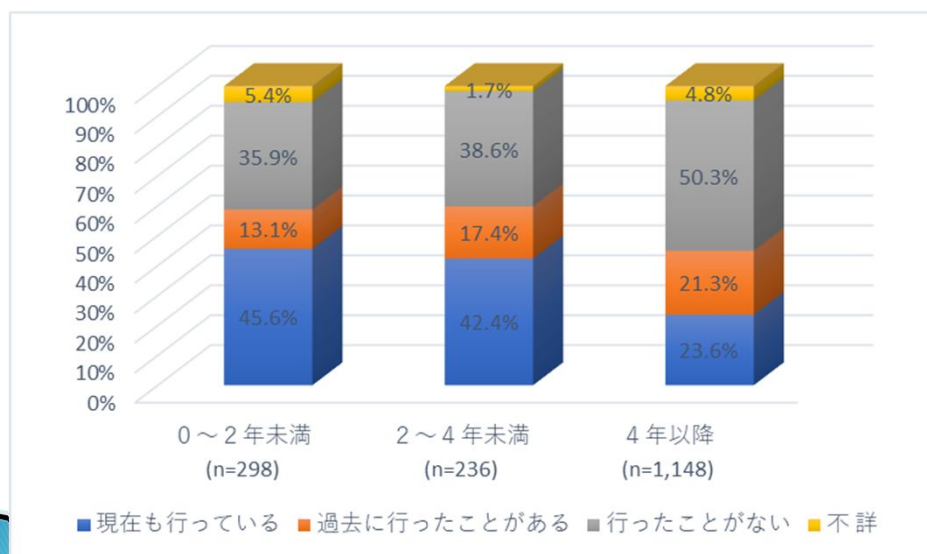
厚生労働省『全国ひとり親世帯等調査』



【注意】ここには再婚してひとり親世帯でなくなったケースは含まれていない

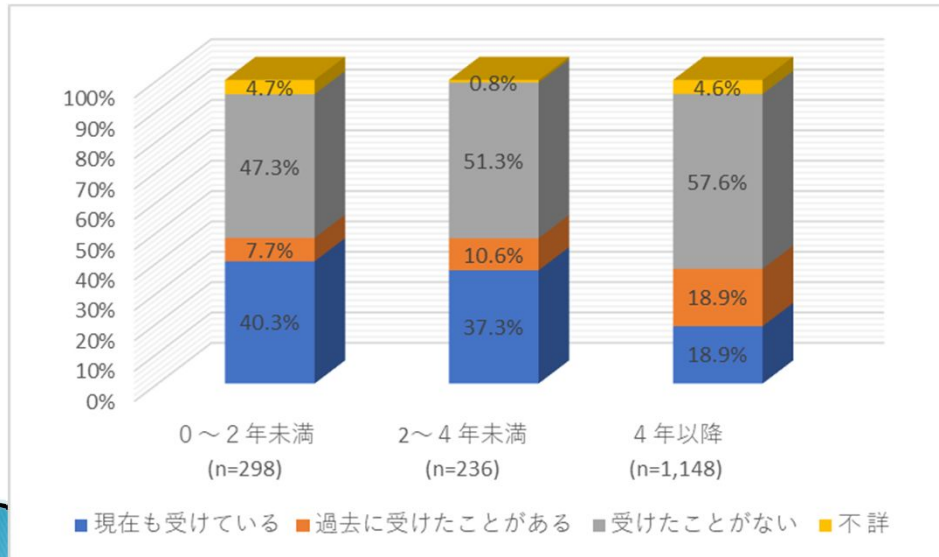
母子世帯の面会交流の実施状況(厚生労働省2016)

母子世帯になってからの年数別



母子世帯の養育費支払いの実施状況(厚生労働省2016)

母子世帯になってからの年数別



19

19

「ひとり親家族パラダイム」が孕む問題(野沢 2021b)

- ▶ 親の離婚後の子どもはすべて「ひとり親家族」に属すると想定。別居親は死別の親と同様の「非存在」。別居親子関係の多様性を予め消去。
- ▶ 親の婚姻状態にかかわらず親子関係の永続を保障する社会的選択肢を予め排除(国連子どもの権利条約との矛盾)。
- ▶ 子どもへの関心を遮断。研究や支援の関心は「ひとり親」(その多くは母親)の困難へ。離婚の過程を規定している日本の法制度の検討は後景化。母子を一体化したユニットと想定するため、独自の利益や権利を持つ存在としての子どもへの関心が生まれにくい。
- ▶ 他の多様な当事者(別居する父親や母親その親族/祖父母など)は関心外。
- ▶ ジェンダー・バイアスの隠蔽。一見ジェンダー中立的なこの用語は、多くの場合離婚後に母親だけが養育義務を背負い、父親がその義務から放免/排除される現実への批判的な眼差しを遮断。
- ▶ 家族の多様性に対する研究者の視野を限定する副作用。とりわけ社会学の分野で離婚(再婚)後の家族関係についての研究が少ない(直原ほか2021参照)。

20

20

再婚すれば「ひとり親家族」支援から卒業？(野沢2021a)

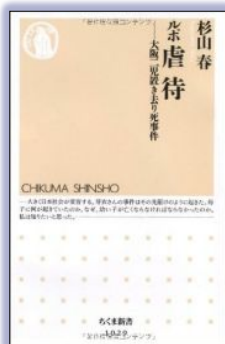
- ▶ ある市の母子父子自立支援者から届いた拙著『ステップファミリー』(角川新書2021)の読後感。
- ▶ 「自分の想像力のなさ、経験不足、知識不足を痛感いたしました。児童扶養手当を受給されているひとり親さんが結婚なり、事実婚なりをされるときは、窓口に来られて、手当の喪失手続きをされます。その際、簡単な聞き取りをしてから、『おめでとうございます』と言って終了していたのです。」
- ▶ 〈ふたり親家族⇒ひとり親家族⇒ふたり親家族〉という変遷を当たり前とみる傾向(「ひとり親家族」パラダイム)が家族支援の現場にある？
- ▶ ステップファミリーに特別な支援は必要ないと思われる？
- ▶ 「今後は、もっと丁寧な聞き取りをして、『終了』ではなく、『また、何か心配なことがあったら、いつでも来てくださいね』と一言添えるようにします。」

21

21

母親が単独育児責任を強いられた虐待事件

杉山春『ルポ 虐待—大阪二児置き去り死事件』ちくま新書
2013年



2010年に大阪市内のマンションで1歳男児と3歳女児が遺体で発見された事件。母親は風俗店で働く女性。自らの浮気が原因で離婚する際の家族会議で、元夫とその親から母親としての責任を取られる形で子どもを引き取るようになった。ただし、そこで養育費や父親との面会、子どもの権利や安全について話し合いはなかった(p.183)。父親は新しい「父親」ができると思って会うのをためらい、まったく会わなかった(p.213)。

➡ 離婚後親権を失った父親には何も義務がない。責任は問われない社会であり続けている。

22

22

スクラップ&ビルド型 「ふつうの家族」への同化(ブレンド)が当然？

夫妻とも2人の子ども(小学生)を連れて再婚4年後

- 「まずはやはり、主人の子どもを本当の子どもとして思いたいという、同じレベルで見たいということがあって、家族としてはやはり何でも話せる、子どもが大きくなっても話ができる、今日あった出来事とか話せるような家族でありたいなと思うんですけど。」
- 「とにかく、同じ意識でいたいというか、自分の子のように甘えさせてほしいし、自分の子のようにしかってあげたいし、という、その気持ちでいたかった。」
- 「多分、彼([夫]が私に期待していること)はとにかく、私と主人の子どもとがうまくやってほしいというふうなことです。私が本当に(夫の子を自分の)子どもとして見られるようになってほしいと思っているの
で。」(wavel)

23

23

スクラップ&ビルド型 母方祖父母と「新しい母親」の競合

夫は元妻と死別、妻は元夫と離婚後、2人ずつ子連れで再婚の継母

(夫の家に転居して)行っていきなり夏休みになって四六時中4人の子どもの世話をしているのが割となんか息が詰まりそうっていうか。特に亡くなった奥さんの実のご両親が、走れば30秒のところに住んでたんで、上から2番目の男の子は非常にこう…そっちに入り浸っちゃうんですね。だから夏休みで、極めて(食べ物)好き嫌いの多い子なんで、どうしても4人…自分を含めて5人分のお昼だから、毎日毎日いろんなものを出さなきゃいけないって、いろいろ作ると当然嫌いなものも多くなって「やだ、こんなの」とかって。「こんなのって言ってもこれしかないわよ」って言うとなんと姿がいなくなるとおばあちゃんちで食べちゃってるんですよ。で、そういうのはなんかこちらとしては非常に傷ついて、そんなこともあって。
(wavel)

24

24

スクラップ&ビルド型
15歳で実父の写真を探索中に継父に見つかり衝突
母親は味方してくれない→家に居場所がなくなる

- ▶ (継父が) そんなにこの家にいたくないならもう出て行っていいよみたいな感じになって。【ああ、家にいたくないというふうになにか】そんなに前の父親がいいんだったらそっちに戻ればみたいな話になっちゃって。(中略) ちょっと喧嘩になって、それからしばらく何年かはずっと口も利かない状態だった(後略)。
- ▶ お母さんに言っても、やっぱり あっちの肩持つわけじゃないですけど、そんな取り持って、ちょっともう1回話そうみたいな感じにはならなかったから。(中略) なるべく父親のほうの肩持つというか、うん、そっちに話合わせて、だから余計にもうイライラしてしゃべんなくなったりしてたんですけど。
(Hさん、女性、専門学校卒)

25

25

「ふつうの家族」という鑄型に向かわせる社会的圧力？

- ステップファミリーの中の個人に問題があると考えがちだが、複雑な家族関係を初婚核家族の標準的鑄型に無理にはめ込むことが摩擦を生む。
→ 別居親(祖父母)を排除し、競合してしまう→ 唯一の母という目標
- その鑄型へのはめ込みがうまくいかない原因を鑄型に求めるのではなく、個人の内面に求めてしまうことが事態をさらに深刻化させる。
例1) 「意地悪な継母」「だめな母親」と自己否定→ 継母の心身の病
例2) 問題をもつ継子をしつけ直す→ 子どもの(対自・対他)問題行動
- その背後には、「継親は当然『親』である(べき)」「親に代わる存在である(べき)」という社会的な同化圧力がある。そこに生じる構造的な抑圧。
➡ 「ふつう」を偽装するフィクションとしての家族を強いる
- 結果として、子どもが同居親・同居継親・別居親のすべてとの関係を喪失し孤立するケースもある。それが、メンタルヘルスや教育達成の困難につながる。

26

26

継子の困難：母を継父に取られ、母と話せない

- ▶ とくにもめたりとかもなかったんですけど、私としてはまだもうちょっとこう(母親に)甘えたかったというか、何か(継父に)取られちゃったっていう気になったんで嫌だった。【お母さんを?】はい。【実際、何かこう、できごとというか、まあ一緒に食事したりとか、そういう中で何か取られちゃってる感がありましたか?】何か一緒に歩いてて、3人で、で、目の前で2人が腕を組んで歩いちゃったみたい。そういうのを見て、ああそかって(笑)、思ったことはあって。【あー、なるほど。後ろからついて行くとね。】うーん、そういう感じですね。【お母さんところに入る隙間がなくなっちゃったということですかね。】うーん。(母に)話したいことがあったはずなんで、そのときに。けど、まあいいやっていう(笑)。

(Yさん、女性24歳、大学中退)

27

27

継子の困難：再婚時に継父を実父と入れ替えようとした母

実母が実父との面会交流を断絶→継父を「パパ」と呼ぶように強制
→母との関係悪化・継父との関係未発達・実父との関係断絶

- ▶ やっぱりその、大事な父だったので、はい。なので、会いに来てくれたのはとてもうれしかったですし、それがその、またいきなりなくなったときは、やっぱり相当母に対して、こう、怒りを感じましたね。
- ▶ 私は当たり前のように、本当の父とは別のところに新しい父を並べていたんですけど、こう、母の中では全くそうでないというか、多分そう、私がそう思っていると思いつきもしないんだろうということがわかったので。

(Qさん、女性23歳、大学院生)

28

28

継子の困難:母はつねに厳しい継父の側に立つ

- ▶ いや、でも直接的に(継父に対しては)言えないんですよ、怖くて。けど、母には言えるから、母に言ってもでも父の味方で、「何でわかってくれんのん？」って言って。(中略)「ここまですることないじゃん」っていうようなことを(母親に)言っても、「でもお父さん間違っていないでしょう」って。いや、まあそうなんだけどっていう(笑)。(中略)父親(継父)は机の上に(中略)何かが置いてあるとだめな人なんですよ。けど、結構教科書とかいろいろ置いてて、それを全部バーッと落としたりして、そしたらすごい手間かかるじゃないですか、片付けるのに。ここまですることないじゃんっていう、すごいどうでもいい話なんですけど、子どもの中ではもう何かショッキングというか。
- ▶ 母親って私の中では(継親との)パイプ役だと思ってるから、その役割をしてくれなかったというのはちょっと悲しかったですね。
(Wさん、女性27歳、定時制高校卒)

29

29

「ふんわり家族」的な事例

徐々に接近した母の内縁の夫「おじさん」はよき相談相手

- ▶ (当初から継父を)母の夫やけど私の父ではないっていうふうに思っていましたし、今もそんな感じなんかな。
- ▶ 大学に行ったんですけど、ちょっと嫌になってやめようかなってなったときに、こう思うねんけどみたいなことを相談しました。【「おじさん」はどういう意見だったんですか?】わしは、その、ほんまのお父さんじゃないし、そんな強いことは言えへんけど、まあお前の好きにしろみたいなことを言われました。(中略)結局その学費とか払ってくれてるのが母なんで、結局はもう母に言わないとあかんし、結局は母には言ったんですけど、何かいきなり母に言うよりも、その、おじさんに先言って、こう、間に入ってもらったほうがちょっと何か言いやすかった。
(Mさん、女性27歳、大学中退)

30

30

継続モデル／連鎖・拡張するネットワーク型家族

新しい世界的標準モデル（子ども中心の視点）

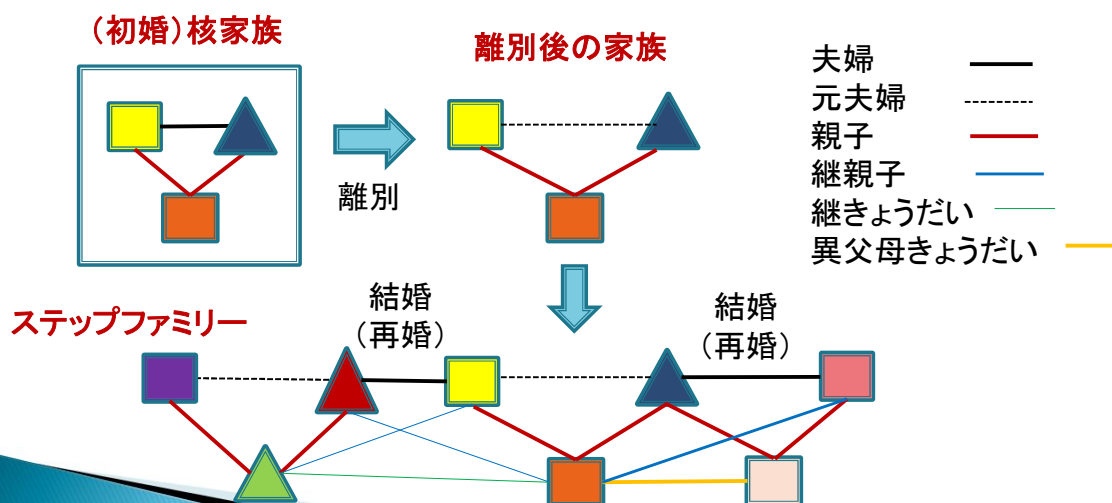
- 離婚後の「家族」は、関係のネットワークとして存続する。親の再婚後、**継親**などが加わって、**複数世帯**にまたがる、複雑なネットワークが拡張する。
- 家族の**結節点**は**子ども**。子どもが世帯を越境する。
- 養育費支払いや養育・教育の面で、複数の世帯の、より多くの大人が子どもに関わる。
- ネットワークには**疎遠な関係**や**対立・競合関係**が含まれることも多い。

31

31

継続モデル／連鎖・拡張するネットワーク型

子どもの視点を第一にして関係を維持・拡張する見解



野沢・菊地(2021)、野沢(2016)、菊地(2009) 32

32

国連子どもの権利条約と日本社会

- ▶ 1989年に国連総会において全会一致で採択。2019年現在、国連加盟国数を上回る196国と地域が締約。日本は1994年に批准。
- ▶ 親が子どもを持つのではなく、子どもが親を失わない権利を持つという発想の転換。
- ▶ 子どもは、自分の父と母をきちんと知り、父母に養育される権利(第7条1項)、父母から切り離されない権利(第9条1項)、そして一緒に暮らせない場合でも親と交流して関係が保たれる権利(第9条3項)を持つ。また、自分の人生に影響を及ぼす大事なことについて自分の意見を表明する権利(第12条)を持つ
- ▶ 子どもの最善の利益に反しない限り、子どもの権利を保障するのが国の役割。
- ▶ 2019年2月、国連子どもの権利委員会が日本に離婚後の親子関係に関する法令改正を勧告(共同親権、別居親との関係や直接の交流維持など)。
- ▶ 2020年7月、欧州連合(EU)欧州議会本会議が日本に厳しい要請を決議(子どもの連れ去り行為という「子どもへの重大な虐待」行為放任の改善要求)。

33

33

欧米諸国など

子どもが親を喪失しないことを重視

継続モデル／連鎖・拡張するネットワーク型の一般化

- C. アーロンズは、「ひとり親家族(single-parent family)」という言葉は、婚姻関係の解消＝家族解体とみなしていると指摘。父母が離婚・再婚後も子どもの共同監護や面会交流を行う場合、二つの世帯にまたがるネットワークとしての家族＝「双核家族(binuclear family)」のなかで子どもが育つ家族モデルを提唱(Ahrons, 1979)。
- P. パーキンソン(Parkinson 2011)は、西洋世界における離婚後の家族をめぐる法制度の変化を「親子の分離不可能性」にあるとみる。婚姻関係の解消と無関係に親子関係は永続的なものとする理念の浸透。

34

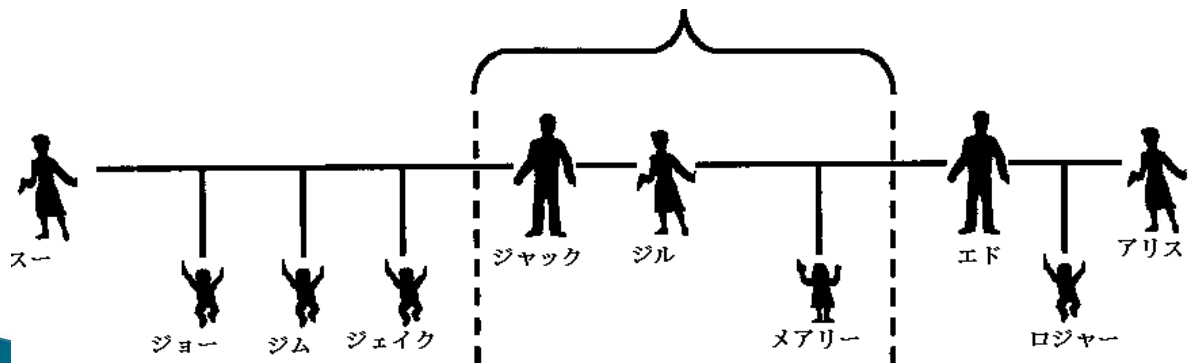
34

世帯構成のアコーディオン効果 (Ganong and Coleman 2017: 243)

スミス夫妻のステップファミリー①

「家庭(世帯)」=「家族」ではない／「家族」は「家庭」を超える存在！

水曜日の世帯構成

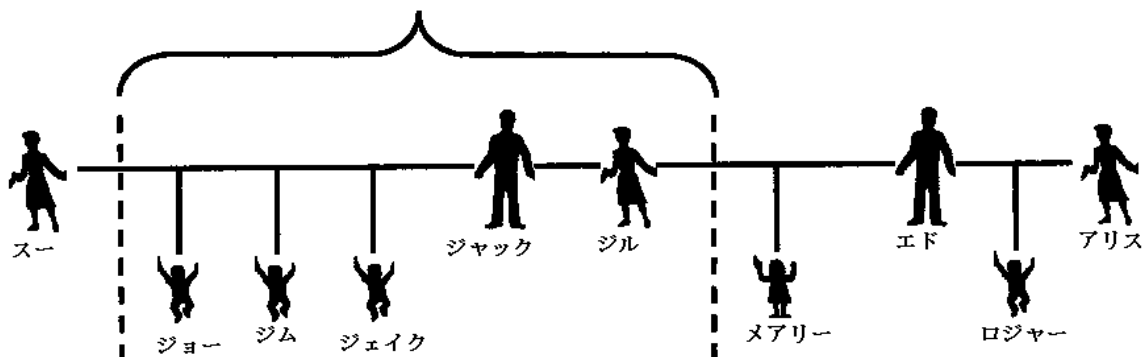


35

35

スミス夫妻のステップファミリー②

土曜日の世帯構成

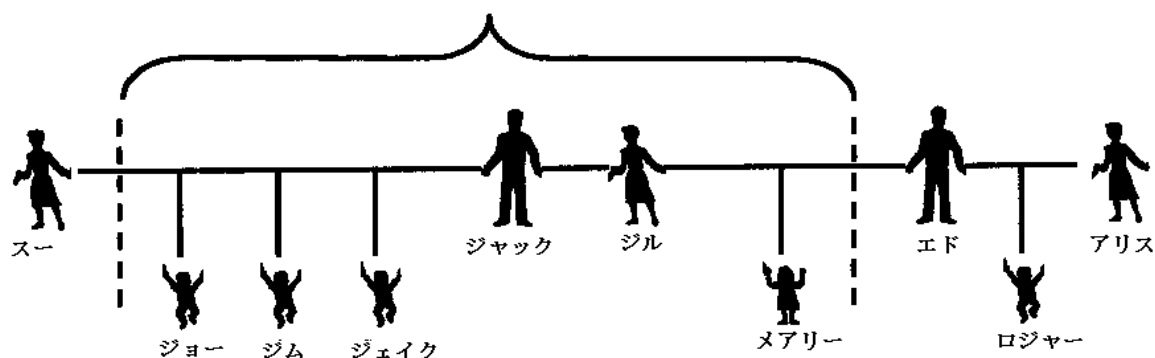


36

36

スミス夫妻のステップファミリー③ 子どもの「家族」は「家庭(世帯)」の壁を超える！

日曜日の世帯構成



37

37

離婚後の共同養育の子どもへのよい効果

圧倒的多数の研究が支持

- ▶ Nielsen(2018)は、父母がそれぞれ少なくとも3分の1以上の時間(1ヶ月あたりにすると10日以上)子どもと暮らす共同養育の効果(心理的状态、精神的健康、学校生活状況など)について、アメリカ、ヨーロッパ、オーストラリアなどで実施されて英語で出版された研究のほぼすべてにあたる60研究のレビューをした。
- ▶ 48研究において共同養育の子どもたちの方が、単独養育よりも、よい結果。
- ▶ 6研究においては、すべての尺度で差がない。
- ▶ 残りの6研究では、1つの尺度でのみ共同養育が悪い結果だが、他のすべての尺度については差がないか、よりよい結果。
- ▶ 日本では、青木、野口、小田切、直原らの最近の心理学的研究が面会交流や父母の協力が子どものメンタル面、親子関係面へのよい効果を検証しつつある。社会学では、稲葉(2021)が先駆的な知見。

38

38

発達心理学的な愛着研究の新しい知見

高橋恵子『子育ての知恵 幼児のための心理学』

(岩波新書2019)



- ▶ ボウルビィ理論を批判的に検討した高橋恵子による子どもの愛着についての心理学的研究成果。
- ▶ 「安定した愛着をつくるのは母親である」という母親偏重説を批判。「子育てを母親の役割であると考えることには根拠がないことをデータで示した」(66頁)。3歳までに決定されるわけでもない。
- ▶ 子どもの愛着の対象は多様であり、一人に限定しないことが重要。「愛情のネットワーク」を提唱。
- ▶ 子どもの人権への認識の甘さを批判。子どもは、親の所有物ではない。

39

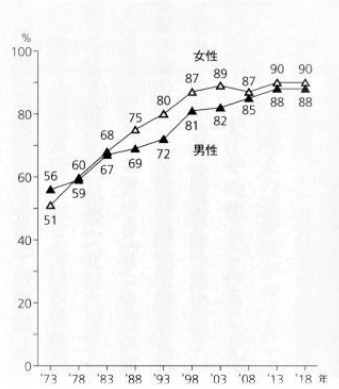
39

高度成長期以降の父親役割意識の変化

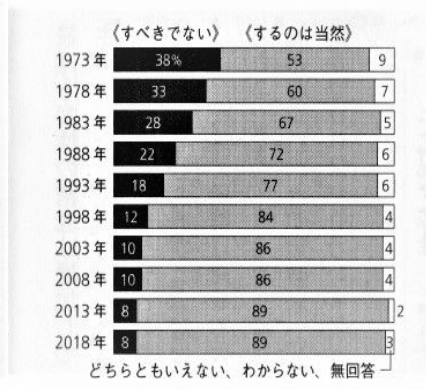
「夫が台所の手伝いや子どものおもりをするのは当然」?



1999年の政府キャンペーン広告



男女別



全体

出所: NHK放送文化研究所編『現代日本人の意識構造[第九版]』NHK出版、2020年、54頁.

40

40

継続モデル／連鎖・拡張するネットワーク型 元夫と子どもたちの交流＋夫の元妻と子どもたちの交流

2人の息子を持つ母と2人の息子を持つ父との再婚
野沢・菊地(2021: 153-164頁)の恵さんの事例

- 妻は自分の親の離婚経験でもそうだったが、離婚後に元夫と息子たちと定期的な面会交流を実施、養育費支払いもあり。
- 夫は自分の両親の離別後に母親と会っていない。自分の離婚後も息子たちの親権者となり、母親に会わせていない。
- 夫は、再婚後に「ふつうの家族」を求め、妻に自分の子どもの「母親」になることを期待した。
- 再婚後に、妻は継子たちの継母役と息子たちの母親役の間で板挟みと負担過剰になり、行き詰まる。



- ①夫とその子どもたちの母子関係回復
- ②2世帯シェアハウスの住まい方

41

41

ステップファミリーのモデルを大人中心から 子ども中心へ

代替モデル／スクラップ&ビルド型から
(二人親世帯を再構成／継親が親を代替)



継続モデル／連鎖・拡張するネットワーク型へ
(世帯を超えた関係の維持・再編・拡大
／両親が親を継続／継親が加わる)

(野沢・菊地 2021, 野沢 2011, 菊地 2009)

42

42

結論1

家族(役割)モデルを現実的に、柔軟に！

- ▶ 「ふつう」の家族規範、通念の根強さ。
- ▶ 婚姻している両親の下に子どもが暮らす世帯(集団)という家族モデルを目指す「代替モデル／スクラップ&ビルド型」を目指してしまうケースが多い。大人が「ふつうの家族」という理想に囚われ、子どもに適応を強いる。「ひとり親家族」パラダイムが排除する親子関係を視野に入れる。
- ▶ とりわけ、日本で母性の絶対視(3歳児神話など)の根強さ。

43

43

結論2

継親には親とは違う独自の役割がある

- ▶ 継親は、親に成り代わろうとせず、親ではない別の存在として子どもに関わる(加わる)。継子の友だちになるように水平的関係構築をゆっくり進める。
 - ▶ 新しいカップルは、初婚家族の夫婦のような、対等な子育てチームを目指さない。カップル第一主義の願望と罨。
 - ▶ 子どもの同居親・別居親との関係、さらに祖父母などの親族や友人との関係ができるだけ従来通り維持できるように支援する。
- ➡ 子どもの抵抗感が減り、継親を受容しやすい。

44

44

結論3

コーディネーターとしての同居親の役割

- ▶ 初婚家族と再婚家族では実親の役割が違う。実親が引き続き子育て責任者としてしつけに関わる。継親に「親」として振る舞うことを期待しない。
- ▶ 継親に対して子どもの門番、シェルター、媒介・調整役となる。両者の距離を測り、関係発達を促す。
- ▶ 実の親子だけ、カップルだけで過ごす時間を作るなど、継親に親を奪われたと子どもに感じさせない、継親に疎外感を感じさせない配慮が重要。
- ▶ 同居親と別居親は、子どもの共同責任者としてビジネスライクに協力する努力が必要。



子どもが親を信頼し、生活変化に適応しやすい。

45

45

結論4

離婚・再婚後の子ども・家族支援のための政策提言

- ▶ 戦前から一貫する当事者(協議)任せの非介入型離婚制度(水野2013)の改革。共同親権(監護)制の導入と協議離婚制度の根本的な改革。⇒現状の「ひとり親パラダイム」に基づく「代替モデル/スクラップ&ビルド型」制度政策の見直し。
- ▶ 「親権」概念の再検討。親の責任、親の義務、親の配慮など。
- ▶ 「ひとり親家庭」概念の再検討。両親と子どもの利益は別のもの。離婚後の協力的な父母関係(面会交流・養育費確保)を支援(明石市の先進事例)。
- ▶ DV・虐待は、家庭内外や婚姻関係に有無にかかわらず違法な行為として国が被害者を守り、加害者の更正を支援する制度を整備する必要。被害者避難のための手段として離婚制度が使われる現状が、多くの子ども(および親の)人生に重い負荷をもたらしている不合理に目を向ける。
- ▶ なぜ子どもに眼を向けないのか? 理想ではなく現実に基づく家族を支援しないのか?(戦前からの連続性を持つ戸籍制度を批判的検討すべき[下夷2019])

46

46

3回にわたる国際会議の成果



↑ 3冊の報告書を発行
SAJのウェブサイトから
無料ダウンロード可

<https://saj-stepfamily.org/academic-literature/>



↑ 成果に基づきSAJが制作した
『ステップファミリーのおとなのた
めのきほんブックレット』
AmazonのKindleから
入手可

<http://amzn.asia/egz0UWK>



さらにステップファミリーを知るために

さらに簡略版の入門ブックレットをSAJが制作

- ▶ SAJのサポートグループ活動や情報
(<http://web.saj-stepfamily.org/>)
- ・無料オンライン教育プログラム
(<https://stepfamily.info/>)
- ・リーフレット『ステップファミリーを育むための
基本知識』のデジタル版をウェブ無料公開
(<https://saj-stepfamily.org/booklet-for-stepfamily-20/>)
- ▶ ステップファミリー専門家族療法家、P. ペーパーナウ(中村伸一・大
西真美監訳)『ステップファミリーをいかに生き、育むかーう
まくいくこと、いかないこと』(金剛出版 2015年) ★支援者、臨床
家向け



シンガポール政府制作の絵本を翻訳 ウェブ上で無料公開



社会・家族開発省が作成し、離婚する両親たちに無料配布している冊子(絵本)を日本語に翻訳し、日本離婚・再婚家族と子ども研究学会のウェブサイト上でPDF版を公開。語られにくい子どもの気持ちをうまく表現した作品で、日本でも広く読まれる価値がある。【ダウンロード↓】
<https://jarcds.org/hon/>

49

49

参考文献 1

- Ahrons, C. R., 1979, "The Binuclear Family: Two Households, One Family," *Alternative Lifestyles*, 2.
- 青木聡, 2011, 「面会交流の有無と自己肯定感/親和不全の関連について」『大正大学カウンセリング研究所紀要』34.
- 青木聡, 2017, 「父母の離婚を経験した大学生が語る面会交流(2)—インタビュー内容の質的分析の結果から」『大正大学研究紀要』102.
- Ganong, L. & Coleman, M., 2017, *Stepfamily Relationships: Development, Dynamics, and Interventions*, 2nd ed., Springer.
- 稲葉昭英, 2021, 「離別母子世帯における非同居親と子の関係性が子に及ぼす効果—別居父と子の関係は子どもの自己肯定感に影響を与えるか?」日本離婚・再婚家族と子ども研究学会第4回大会 研究発表(口頭) 2021年10月24日.
- 直原康光・安藤智子, 2020, 「別居・離婚後の父母葛藤・父母協力と子どもの心理的苦痛, 適応等との関連—児童期から思春期に親の別居・離婚を経験した者を対象とした回顧研究」『発達心理学研究』31(1).
- 直原康光・曾山いづみ・野口康彦・稲葉昭英・野沢慎司, 2021, 『父母の離婚後の子の養育の在り方に関する心理学及び社会学分野等の先行研究に関する調査研究報告書』
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00292.html]
- 菊地真理, 2008, 「離婚後の別居親子の接触の賛否を規定する要因-JGSS-2006を用いた分析」『日本版General Social Surveys 報告論文集: JGSSで見た日本人の意識と行動』(7).
- 菊地真理, 2009, 「再婚後の家族関係」野々山久也編『論点ハンドブック家族社会学』世界思想社.
- 水野紀子, 2012, 「公権力による家族への介入」水野紀子編『社会法制・家族法制における国家の介入』有斐閣.

53

53

参考文献 2

- Nielsen, L., 2018, "Joint Versus Sole Physical Custody: Children's Outcomes Independent of Parent-Child Relationships, Income, and Conflict in 60 Studies," *Journal of Divorce & Remarriage*, 59 (4).
- 野口康彦・青木聡・小田切紀子, 2016, 「離婚後の親子関係および面会交流が子どもの適応に及ぼす影響」『家族療法研究』33 (3).
- 野沢慎司, 2011, 「ステップファミリーをめぐる葛藤—潜在する2つの家族モデル」『家族(社会と法)』(日本家族(社会と法)学会)27号.
- Nozawa, S., 2015, "Remarriage and stepfamilies," Stella R. Quah ed., *The Routledge Handbook of Families in Asia*, London: Routledge.
- 野沢慎司, 2015, 「ステップファミリーの若年成人子が語る同居親との関係—親の再婚への適応における重要性」『社会イノベーション研究』10巻2号.
[<file:///C:/Users/shinji%20nozawa/Downloads/010-02-005.pdf>]
- 野沢慎司, 2020a, 「ステップファミリーにおける面会交流—大人の視点から子どもの視点へ」小田切紀子・町田隆司編『離婚と面会交流—子どもに寄り添う制度と支援』金剛出版.
- 野沢慎司, 2020b, 「ステップファミリーにおける親子関係・継親子関係と子どもの福祉—子どもにとって「親」とは誰か」『福祉社会学研究』17. [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jws/17/0/17_67/article-char/ja]
- Nozawa, Shinji, 2020, "Similarities and variations in stepfamily dynamics among selected Asian societies," *Journal of Family*, 41 (7).

54

54

参考文献 3

- 野沢慎司, 2021a, 「支援の現場で「ステップファミリー」という名称を使う意味—子どもの視点に立った離婚・再婚観のパラダイム転換」『ふぁみりお』(公益社団法人家庭問題情報センター) 84号 1-3頁.
[http://www1.odn.ne.jp/fpic/familio_1.htm]
- 野沢慎司, 2021b, 「ステップファミリーと「多様な家族」の限界—子どもの視点から壁を超える」『家族関係学』40号.
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjfr/40/0/40_13/article-char/ja]
- 野沢慎司, 2022a [印刷中], 「ステップファミリー—複数世帯を横断するネットワーク家族の可能性と法制度の再構築」二宮周平・風間孝編『家族の変容と法制度の再構築—ジェンダー／セクシュアリティ／子どもの視点から』法律文化社.
- 野沢慎司, 2022b [印刷中], 「離婚・再婚を理解するための社会的視点」村尾泰弘編『Q&A離婚・再婚家族と子どもを知るための基礎知識』明石書店.
- 野沢慎司・菊地真理, 2010, 「ステップファミリーにおける家族関係の長期的変化」『研究所年報』(明治学院大学社会学部附属研究所)40号. [<http://repository.meiji-gakuin.ac.jp/dspace/handle/10723/1840>]
- 野沢慎司・菊地真理, 2014, 「若年成人継子が語る継親子関係の多様性—ステップファミリーにおける継親の役割と継子の適応」『研究所年報』(明治学院大学社会学部附属研究所)44号.
[<http://repository.meiji-gakuin.ac.jp/dspace/handle/10723/1910L>]
- 野沢慎司・菊地真理, 2021, 『ステップファミリー—子どもから見た離婚・再婚』KADOKAWA(角川新書).
- Parkinson, P., 2011, *Family Law and the Indissolubility of Parenthood*, New York: Cambridge University Press.
- SAJ・野沢慎司(編), 2018, 『ステップファミリーのきほんをまなぶ—離婚・再婚と子どもたち』金剛出版.
- 下夷美幸, 2019, 『日本の家族と戸籍—なぜ「夫婦と未婚の子」単位なのか』東京大学出版会.

55

55